

**「釣竿の表示に関する公正競争規約
・同施行規則」変更に関する
説 明 会**

目 次

1. 「釣竿の表示に関する公正競争規約・同施行規則」の変更概要 P. 1
2. 「釣竿の表示に関する公正競争規約・同施行規則」新旧対照表 P. 2
3. 釣竿の必要表示事項 P. 18
4. 平成27年12月9日施行日について P. 30
5. 表示例 P. 31

1. 「釣竿の表示に関する公正競争規約・同施行規則」変更の概要

規約

第3条 釣竿の必要表示事項

- ①品名を新設する
- ②組立てを行った国名を新設する

施行規則

第3条 品名を新設する

第6条 規格

- ①先径・元径・錘負荷の表示方法を追加する
- ②規格の表示単位等を定めた

第8条 原産国名の表示基準

- ①「釣竿本体の製造が行われた国」を「素管の製造が行われた国」に変更する
- ②材料加工付属品（ガイド及びリールシート）の原産国についての説明を削除する
- ③原産国を英文で表示する場合、邦文による表示も同一視野に記載する

第9条 組立て国名の表示基準を新設する

- ①原産国と組立てを行った国が異なる場合は、原産国と組立てを行った国を併記する

第10条 安全使用に関する注意事項

- ①国際規格の警告ラベルは一般的に表示されているので削除する
- ②電線下等における注意事項、キャスト（投げる）時の注意事項、目的外使用の禁止の表示事項を追加する

2. 釣竿の表示に関する公正競争規約

施行日：平成27年12月9日

変更後	変更前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、釣竿の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「釣竿」とは、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッド（竹を主材料として製造した釣竿を除く。）であって、釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において定めるものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、釣竿を製造して販売する事業者、輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。</p> <p>(釣竿の必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、釣竿若しくは釣竿に添付するもの又はこれらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところによ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (同左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「釣竿」とは、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッド（竹を主材料として製造した釣竿を除く。）であって、釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において定めるものをいう。</p> <p>2、3 (同左)</p> <p>(必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、釣竿に添付するもの又はこれらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所</p>

変更後	変更前
<p>り、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。</p> <p>(1) 品名</p> <p>(2) 釣竿の使用材料別名称表示</p> <p>(3) 使用材料</p> <p>(4) 規格</p> <p>① 全長</p> <p>② 自重</p> <p>③ 仕舞寸法</p> <p>④ 継数</p> <p>⑤ 先径</p> <p>⑥ 元径</p> <p>⑦ 錘負荷</p> <p>(5) 事業者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(6) 原産国名</p> <p>(7) 組立てを行った国名（原産国と異なる場合に限る。）</p> <p>(8) 安全使用に関する注意事項</p> <p>(カタログの必要表示事項)</p> <p>第4条 事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 種別及び品名</p> <p>(3) 規格</p> <p>(4) 保証書を添付している場合はその旨</p> <p>(5) カタログの作成時期</p> <p>(6) カタログの内容についての問合せ先</p> <p>(7) 安全使用に関する注意事項</p> <p>(特定用語の表示基準)</p> <p>第5条 事業者は、釣竿の品質、性能等に関し、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号</p>	<p>に邦文で明りように一括して表示しなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>(1) 釣竿の使用材料別名称表示</p> <p>(2) 使用材料</p> <p>(3) 規格</p> <p>① 長さ</p> <p>②～⑦ (同左)</p> <p>(4) 事業者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(5) 原産国名</p> <p>←新設</p> <p>(6) 安全使用に関する注意事項</p> <p>(カタログの必要表示事項)</p> <p>第4条 事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りように表示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(特定用語の表示基準)</p> <p>第5条 (同左)</p>

変更後	変更前
<p>に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 永久を意味する用語 「永久」、「永遠」、「絶対に折れない」等永久に持続することを意味する用語は使用できない。</p> <p>(2) 完全を意味する用語 「完全」、「完ペキ」、「パーフェクト」、「絶対的」、「100パーセント」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、断定的に使用することができない。</p> <p>(3) 安全を意味する用語 「安全」、「安心」等安全性を強調する用語は、断定的に使用することができない。</p> <p>(4) 最上級を意味する用語 「最高」、「最高級」、「超」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。</p> <p>(5) 優位性を意味する用語 「世界一」、「日本一」、「第一位」、「当社だけ」、「ナンバーワン」、「いちばん」、「トップでゆく」、「他の追随を許さない」、「抜群」、「画期的」、「理想的」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第6条 事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げる方法によって表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 写真、イラスト 写真又はイラストを新聞、雑誌に表示する場</p>	<p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第6条 事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げる方法によつて表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>

変更後	変更前
<p>合は、種別及び品名を表示するほか、できる限り具体的な説明を記載する。</p> <p>(2) 競争銘柄との比較表示</p> <p>ア 品質、性能、取引条件等について他社製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づき数値を用い、その根拠を明示する。</p> <p>イ 自社既往製品との比較表示をする場合は、自社製品であること及び比較の対象となる品名を明示する。</p> <p>(3) 賞、推奨等を受けた旨を表示する場合には、これらを受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称を表示するものとし、更に賞については、授賞した展示会等の名称を表示するものとする。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第7条 事業者は、釣竿に関して次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第3条から第6条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、一般消費者に実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 釣竿の使用材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 客観的な根拠によらないで特選、極上、最高級等の文言を使用することにより、当該釣竿が特に優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該釣竿について受けたものであると誤認されるおそれが</p>	<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第7条 (同左)</p> <p>(1) 第3条から第6条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、一般消費者に実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(2) 釣竿の使用材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(3) 原産国について誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(4) 客観的な根拠によらないで特選、極上、最高級等の文言を使用することにより、当該釣竿が特に優良であると誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(5) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(6) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該釣竿につ</p>

変更後	変更前
<p>ある表示</p> <p>(7) 製造技術その他製品の優秀性又はその事業者の信用状態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優位にあると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、釣竿等の内容又は取引条件について誤認されるおそれがある表示</p>	<p>いて受けたものであると誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(7) 製造技術その他製品の優秀性又はその事業者の信用状態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優位にあると誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、釣竿等の内容又は取引条件について誤認されるおそれがある表示。</p>
<p>第8条 (削除)</p>	<p>第8条 (同左)</p>
<p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第9条 この規約を適正に施行するため、全国釣竿公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p>	<p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第9条 この規約を適正に施行するため、全国釣竿公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という)を設置する。</p>
<p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者の団体を もって 構成する。</p>	<p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者の団体を もつて 構成する。</p>
<p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。</p> <p>(4) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査に関すること。</p> <p>(6) この規約に違反した者に対する措置に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</p>	<p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第10条 (同左)</p> <p>(1)～(10) (同左)</p>

変更後	変更前
<p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(10)その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第3条から第7条まで又は第14条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、第3条から第7条まで又は第14条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為、又はこれに類似する違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規</p>	<p>(違反に対する調査)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第3条から第8条までの規定又は第14条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、第3条から第8条までの規定又は第14条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、当該違反行為を行つた事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為、又はこれに類似する違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規</p>

変更後	変更前
<p>定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第13条 公正取引協議会は、第11条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p>	<p>定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第13条 （同左）</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p>
<p>(規則の制定)</p> <p>第14条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>3 公正取引協議会は、規約及び第1項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則及び運営要領を定めることができる。この細則又は運営要領を定め、変更し、又は廃止したとき</p>	<p>(規則の制定)</p> <p>第14条 （同左）</p> <p>2・3 （同左）</p>

変更後	変更前
は、消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。	

附則

- 1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（平成25年12月9日）から2年を経過した日から施行する。
- 2 この規約の施行前に事業者が行った行為については、なお従前の例による。

釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則

施行日：平成27年12月9日

変更後	変更前
<p>(使用材料別名称)</p> <p>第1条 釣竿の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項に規定する「釣竿」とは次に定めるものをいう。</p> <p>(1)「グラスロッド」とは、グラス繊維を50%以上使用して製造したもの。</p> <p>(2)「カーボンロッド」とは、カーボン繊維を50%以上使用して製造したもの。</p> <p>(3)「複合ロッド」とは、複数の材料を組み合わせで製造したもので、前二号に該当しないもの。</p> <p>2 前項に掲げる含有率の計測方法は、使用繊維のみの体積比によるものとする。</p> <p>(これらに準ずる事業者)</p> <p>第2条 規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、他の製造業者に製造委託した釣竿について自己の商標又は名称を表示して販売する事業者及び同項の釣竿を製造して販売する事業者又は輸入して販売する事業者と総代理店契約その他特別の契約関係にある事業者であって、これらの事業者と実質的に同一の事業を行っている者と認められる者をいう。</p> <p>(品名)</p> <p>第3条 規約第3条第1号に規定する「品名」とは、商標、事業者が釣竿について通常使用している呼び名、品番、その他これらに準ずるものをいう。</p>	<p>(使用材料別名称)</p> <p>第1条 (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(これらに準ずる事業者)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>←新設</p>

変更後	変更前
<p>(使用材料別名称の表示基準)</p> <p>第4条 規約第3条第2号に規定する「釣竿の使用材料別名称」に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該釣竿がグラスロッドである場合は、「グラスロッド」と表示する。</p> <p>(2) 当該釣竿がカーボンロッドである場合は、「カーボンロッド」と表示する。</p> <p>(3) 前二号に該当しないものは、「複合ロッド」と表示する。</p> <p>(使用材料)</p> <p>第5条 規約第3条第3号の「使用材料」は、釣竿に使用している繊維の種類を表示するものとする。</p> <p>2 使用繊維は含有率を併せ表示するものとする。</p> <p>(規 格)</p> <p>第6条 規約第3条第4号に規定する「規格」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 全長</p> <p>釣竿の全長は、振り出したとき又は継いだときの長さとし、その単位をm又はcmで表示する。その誤差の範囲は+2cm、-1cm×嵌合数とする。</p> <p>当該表示には、ft又はinを単位とする全長を括弧を付して併記することができる。</p> <p>(2) 自重</p> <p>釣竿の自重は、釣竿(ガイド、リールシート、金具、竿に巻いた糸、塗料を含む。)の重量とし、その単位をgで表示する。その誤差の範囲は+5%以内とする。</p>	<p>(使用材料別名称の表示基準)</p> <p>第3条 規約第3条第1号に規定する「釣竿の使用材料別名称」に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(使用材料)</p> <p>第4条 規約第3条第2号の「使用材料」は、釣竿に使用している繊維の種類を表示するものとする。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(規 格)</p> <p>第5条 規約第3条第3号に規定する「規格」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 長さ</p> <p>釣竿の長さは振り出したとき又は継いだときの長さとし、その誤差の範囲は、+2cm、-1cm×嵌合数とする。</p> <p>←追加</p> <p>(2) 自重</p> <p>釣竿の自重については、釣竿本体(ガイド、金具、糸、塗料を含む。)の重量とし、その誤差の範囲は表示された重量の+5%以内とする。</p>

変更後	変更前
<p>ただし、部分的に竹、籐等の天然素材を使用した釣竿については省略することができる。</p> <p>(3) 仕舞寸法 釣竿の仕舞寸法は、仕舞後の長さ（上栓及びガイドキャップは含まない。並継の釣竿については、一番長いものの長さ。）とし、その単位をcmで表示する。その誤差の範囲は±3%以内とする。</p> <p>(4) 継数 釣竿の継数は、その本数を表示する。</p> <p>(5) 先径 釣竿の先径は、竿先から最も近く、部品のついていない部分であって直接測定できる部分の外径とし、その単位をmmで表示する。</p> <p>(6) 元径 釣竿の元径は、竿尻から最も近く、部品のついていない部分であって直接測定できる部分の外径とし、その単位をmmで表示する。</p> <p>(7) 錘負荷 釣竿の錘負荷は、当該釣竿に適した錘の重量の範囲を示すものとし、その単位をg又は号で表示する。 ただし、「フライロッド」等錘を使用しない釣竿又は「へら竿」、「溪流竿」等錘負荷表示の必要のない釣竿については表示を省略することができる。</p> <p>2 汎用竿については、先径、元径、錘負荷の表示を省略することができる。</p> <p>(事業者の住所及び氏名又は名称) 第7条 規約第3条第5号に規定する「事業者の</p>	<p>←追加</p> <p>(3) 仕舞寸法 釣竿の仕舞寸法は、仕舞後の長さ（上栓及びガイドキャップは含まない。）（並継の釣竿については、一番長いものの長さ。）とし、その誤差の範囲は±3%以内とする。</p> <p>(4) 継数 釣竿の継数については、その本数を表示するものとする。</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>2 (同左)</p> <p>(事業者の住所及び氏名又は名称) 第6条 規約第3条第4号に規定する「事業者の</p>

変更後	変更前
<p>住所及び氏名又は名称」の表示については事業者の住所及び氏名又は名称（法人にあっては、その名称）を表示するものとする。</p> <p>(原産国名の表示基準)</p> <p>第8条 規約第3条第6号に規定する「原産国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原産国とは、素管の製造が行われた国をいう。</p> <p>(2) 外国で製造されたものにあつては、「原産国〇〇」又は「〇〇製」と表示する。</p> <p>注) 〇〇は国名又は地名</p> <p style="text-align: right;">削除→</p> <p>(3) 国産品については、「国産」又は「日本製」と表示する。ただし、「国産」、「日本製」に代えて、「〇〇株式会社製造」、「製造元〇〇株式会社」又は「製造者〇〇株式会社」と表示することができる。</p> <p>注) 〇〇は会社名</p> <p>(4) 原産国を英文で表示する場合には、邦文による表示を、当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。</p> <p>例 MADE IN CHINA</p> <p>原産国 中国</p> <p>(5) 原産国に関する表示は、容易に抹消又は訂</p>	<p>住所及び氏名又は名称」の表示については、事業者の住所及び氏名又は名称（法人にあっては、その名称）を表示するものとする。</p> <p>(原産国名の表示基準)</p> <p>第7条 規約第3条第5号に規定する「原産国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原産国とは、釣竿本体の製造が行われた国をいう。</p> <p>(2) 外国で製造されたものにあつては、「原産国〇〇」又は「〇〇製」と表示する。</p> <p>(3) ロッド本体を外国で製造し、これを我が国に輸入して国内でガイド取付け、糸巻、塗装等の行為を行った場合には、原産国名を表示するほか、材料加工付属品等に関する説明を併記する。</p> <p>(例えば「〇〇製。この製品は日本で製造されたガイド及びリールシートを使用しております。」)</p> <p>注) 〇〇は国名</p> <p>(4) (同左)</p> <p>←新設</p> <p>(5) 原産国に関する表示は、事業者の住所及び氏</p>

変更後	変更前
<p>正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(組立て国名の表示基準)</p> <p>第9条 規約第3条第7号に規定する「組立てを行った国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立てを行った国とは、ガイド及びリールシートの取付けが行われた国をいう。</p> <p>(2) 第8条に基づいて表示する原産国（素管を製造した国）と組立てを行った国が異なる場合には、組立てを行った国を「組立〇〇」と第8条に基づく原産国表示に併記する。この場合、原産国と組立てを行った国を区別するために、「原産国」を「原産国（素管）」と書き換えるものとする。</p> <p>例 原産国（素管）〇〇 組立 △△</p> <p>注) 〇〇、△△は国名又は地名</p> <p>(3) 組立てを行った国を英文で表記する場合には、邦文による表示を当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。</p> <p>例 MADE IN CHINA 原産国（素管）中国 ASSEMBLED IN JAPAN 組立 日本</p> <p>(4) 組立てを行った国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(安全使用に関する注意事項)</p> <p>第10条 規約第3条第8号に規定する「安全使用</p>	<p>名又は名称の表示と同一視野に入る場所に、容易に抹消又は訂正されない方法により、明りょうに表示しなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>(安全使用に関する注意事項)</p> <p>第8条 規約第3条第6号に規定する「安全使用</p>

変更後	変更前
<p>に関する注意事項」については、釣竿の販売時に添付する取扱説明書等に、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項、キャスティング（投げる）時の注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。</p> <p style="text-align: right;">削除→</p> <p>(事業者の住所及び氏名又は名称)</p> <p>第11条 規約第4条第1号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」は、カタログを作成する事業者について表示する。</p> <p style="text-align: right;">削除→</p> <p>(種別及び品名)</p> <p>第12条 規約第4条第2号に規定する「種別」とは、「アユ竿」、「磯竿」、「投竿」、「へら竿」、「汎用竿」等当該釣竿が対象とする漁種（対象釣り）をいう。</p> <p>2 規約第4条第2号に規定する「品名」は、第3条の規定を準用して表示する。</p> <p>(規 格)</p> <p>第13条 規約第4条第3号に規定する「規格」は、規則第6条の規定を準用して表示する。</p>	<p>に関する注意事項」については、国際規格（ISO-3864）の定めるところにより、釣竿本体に表示するものとする。</p> <p>2 釣竿の販売時に添付する取扱説明書等に、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における注意事項を表示するものとする。</p> <p>(事業者の住所及び氏名又は名称)</p> <p>第9条 規約第4条第1号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」は、カタログを作成する事業者について表示する。</p> <p style="text-align: center;">なお、商標及び社名略称を併せて表示するときは、事業者の氏名又は名称を表示したものとみなす。</p> <p>(種別及び品名)</p> <p>第10条 （同左）</p> <p>2 規約第4条第2号に規定する「品名」とは、事業者が釣竿について通常使用している呼び名（例えば、磯、へら、アユ、投等）、品番、愛称その他これらに準ずるものをいう。</p> <p>(規 格)</p> <p>第11条 規約第4条第3号に規定する「規格」とは、品目別に釣竿の「全長（m）」、「継数（本）」、「仕舞寸法（cm）」、「自重（g）」、「先</p>

変更後	変更前
<p>(カタログの作成時期)</p> <p>第14条 規約第4条第5号に規定する「カタログの作成時期」は、次の例により表示する。</p> <p>例1 発行年月日 ○○年○月</p> <p>例2 ○○年○月作成</p> <p>例3 「このカタログの記載内容は、○○年○月現在のものです。」</p> <p>2 カatalogの作成時期の表示に当たっては、目立つ方法で明瞭に表示するものとする。</p> <p>(問合せ先)</p> <p>第15条 規約第4条第6号に規定する「カタログの内容についての問合せ先」は、保証の内容その他カタログの内容についての問合せ先を次の例により表示する。</p> <p>例 「このカタログの内容についてのお問合せは、お近くの販売店に御相談ください。もし、販売店でお分りにならないときは、当社におたずねください。」</p> <p>(安全使用に関する注意事項)</p> <p>第16条 規約第4条第7号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項、キャストイング(投げる)時の注意事</p>	<p>径(mm)」、「元径(mm)」、「錘負荷」等を表示するものとする。</p> <p>なお、錘負荷は、釣竿の性能上必要なものに適用する。</p> <p>(カタログの作成時期)</p> <p>第12条 規約第4条第5号に規定する「カタログの作成時期」は、次の例により表示する。</p> <p>例1 発行年月日 平成○○年○月○日</p> <p>例2 平成○○年○月作成</p> <p>例3 「このカタログの記載内容は、平成○○年○月現在のものです。」</p> <p>2 カatalogの作成時期の表示に当たっては、カタログの裏表紙に相当する紙面の右下に、写植14級(10ポイント活字)以上の文字で、かつ、目立つ方法(例えば肉太、白抜)で表示するものとする。</p> <p>(問合せ先)</p> <p>第13条 (同左)</p> <p>(安全使用に関する注意事項)</p> <p>第14条 規約第4条第7号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項を表示するものとする。</p>

変更後	変更前
<p data-bbox="183 197 778 286">項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。</p> <p data-bbox="172 360 395 394">(不当表示の種類)</p> <p data-bbox="156 416 778 506">第17条 規約第7条各号の規定による不当表示の種類を例示すれば、次のとおりである。</p> <p data-bbox="180 528 778 618">(1) グラスロッドについて「カーボンロッド」等の表示</p> <p data-bbox="180 640 778 730">(2) 「永久に使えます」、「永遠に使えます」、「いつまでも使えます」等の表示</p> <p data-bbox="180 752 778 954">(3) 原産国について、輸入品であるにもかかわらず「日本製」等の表示又は日本製と誤認されるマーク若しくは名称の使用（例えば「日の丸」のマーク、「大和」という名称）</p> <p data-bbox="180 976 778 1111">(4) 客観的な根拠によらないで使用材料別名称等についての「特選」、「極上」、「最高級」、「純」等の表示</p> <p data-bbox="180 1133 778 1335">(5) 自己の取り扱う商品が客観的な根拠によらないで他社の商品より優位であると誤認されるおそれがある「当社だけ」、「ナンバーワン」等の表示</p>	<p data-bbox="826 360 1050 394">(不当表示の種類)</p> <p data-bbox="810 416 1433 506">第15条 規約第7条各号の規定による不当表示の種類を例示すれば、次のとおりである。</p> <p data-bbox="834 528 1433 618">(1) グラスロッドについて「カーボンロッド」等の表示。</p> <p data-bbox="834 640 1433 730">(2) 「永久に使えます」、「永遠に使えます」、「いつまでも使えます」等の表示。</p> <p data-bbox="834 752 1433 954">(3) 原産国について、輸入品であるにもかかわらず「日本製」等の表示又は日本製と誤認されるマーク若しくは名称の使用（例えば「日の丸」のマーク、「大和」という名称）。</p> <p data-bbox="834 976 1433 1111">(4) 客観的な根拠によらないで使用材料別名称等についての「特選」、「極上」、「最高級」、「純」等の表示。</p> <p data-bbox="834 1133 1433 1335">(5) 自己の取り扱う商品が客観的な根拠によらないで他社の商品より優位であると誤認されるおそれがある「当社だけ」、「ナンバーワン」等の表示。</p>

附則

- 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員及び会消費者庁長官の認定の告示があった日（平成25年12月9日）から2年を経過した日から施行する。
- 2 この規則の施行前に事業者が行った行為については、なお従前の例による。

3. 釣竿の必要表示事項

事業者は、釣竿若しくは釣竿に添付するもの又はこれらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれの施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない

- (1) 品名
- (2) 釣竿の使用材料別名称
- (3) 使用材料
- (4) 規格
 - ①全長
 - ②自重
 - ③仕舞寸法
 - ④継数
 - ⑤先径
 - ⑥元径
 - ⑦錘負荷
- (5) 事業者の住所及び氏名又は名称
- (6) 原産国名
- (7) 組立てを行った国名（原産国と異なる場合に限る。）
- (8) 安全使用に関する注意事項

釣竿の販売時に添付する取扱説明書等に、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。

(1) 品名

「品名」とは、商標、事業者が釣竿について通常使用している呼び名、品番、その他これらに準ずるものをいう。

表示例	①がま鮎 ファインマスターⅢ
	②ポセイドンハイピッチジャーカー410
	③源流彩硬硬調44
	④ポイズングロリアス (スピニング) 263L

品名 品番

④ポイズングロリアス (スピニング) 263L

その他これらに準ずるもの

VITALBEAT

(2) 釣竿の使用材料別名称

- (1) 当該釣竿がグラスロッドである場合は、「グラスロッド」と表示する。
- (2) 当該釣竿がカーボンロッドである場合は、「カーボンロッド」と表示する。
- (3) 前二号に該当しないものは、「複合ロッド」と表示する。

表示例	①グラスロッド
	②カーボンロッド
	③複合ロッド

質問1：ルアーロッドの場合、グリップ別途組立ての構造でグリップ内の素管の素材は使用材料の計測に含まれるか？

例えば、グラスロッドのグリップ内素管がカーボンの場合、グリップ内の素材を含めると、実際よりガラスの含有率が少ない感じの表記になる。

回答1：使用するとき曲げる力のかかる素管は使用材料に含まれます。

質問2：ティップにグラスを継いだグラス素材が売りの竿で、グラス繊維が50%未満であると、表記はカーボンロッドになるのか？

回答2：表記はカーボンロッドになります。

(3) 使用材料

釣竿に使用している繊維の種類を表示するものとする。

使用繊維は含有率を併せ表示するものとする。

- 表示例**
- ①カーボン繊維 98%・グラス繊維 2%
 - ②カーボン繊維 30%・グラス繊維 70%
 - ③カーボン繊維 99%
 - ④グラス繊維 98%

(4) 規格

① 全 長

釣竿の全長は、振り出したとき又は継いだときの長さとし、その単位をm又はcmで表示する。

「誤差の範囲」は+2cm、-1cm×嵌合数とする。

当該表示には、ft又はinを単位とする全長を括弧を付して併記することができる。

- 表示例**
- ① 2.01m
 - ② 201cm
 - ③ 2.01m (6' 7")

質問3 : 1ピースロッドで嵌合がない場合の誤差の範囲は？

回答3 : 嵌合がない場合は、嵌合数1の場合を適用して下さい。

質問4 : 単位をmmで表示してもいいでしょうか？

回答4 : m又はcmでお願いします。

② 自重

釣竿の自重は、釣竿（ガイド、リールシート、金具、竿に巻いた糸、塗料を含む。）の重量とし、その単位を g で表示する。

「誤差の範囲」は+5%以内とする。

ただし、部分的に竹、籐等の天然素材を使用した釣竿については省略することができる。

表示例 ① 74 g

質問 5：規則に記載のないグリップ・尻栓・口栓・トップカバーは自重に含まれますか？

回答 5：釣竿を使用するときに取りはずす口栓・トップカバーは自重に含みません。グリップ・尻栓等釣竿を使用するときに取り付けられている部品は自重に含まれます。

質問 6：コルクグリップは天然素材ですが表記は？

回答 6：省略することが出来ます。

③ 仕舞寸法

釣竿の仕舞寸法は、仕舞後の長さ（上栓及びガイドキャップは含まない。並継の釣竿については、一番長いものの長さ。）とし、その単位を cm で表示する。

「誤差の範囲」は±3%以内とする。

表示例 103 cm

④ 継数

釣竿の継数は、その本数を表示する。

表示例 2本

⑤ 先 径

釣竿の先径は、竿先から最も近く、部品のついていない部分であって直接測定できる部分の外径とし、その単位をmmで表示する。

表示例 0.8 mm

質問 7 : 糸巻き・厚塗りのある場合の表示基準は？

回答 7 : 糸巻き・厚塗りがある場合は素材本体を直接測定できないのでその元側下部を表示して下さい。

⑥ 元 径

釣竿の元径は、竿尻から最も近く、部品のついていない部分であって直接測定できる部分の外径とし、その単位をmmで表示する。

表示例 8.4 mm

質問 8 : 滑り止めの塗装をしている場合は？

回答 8 : 該当する部分の塗装及び滑り止め塗装を含む外径を表示して下さい。

質問 9 : 糸巻きをしている場合及び厚塗りをしている場合は？

回答 9 : 竿尻部分に糸巻き・厚塗りがある場合は素材（ブランク）本体を直接測定できないのでその先側上部を表示して下さい。

質問 10 : 素管一体型のグリップの場合は？

回答 10 : 一体型のグリップの場合は、グリップ部も素材本体にあたるのでグリップ部の径を表示して下さい。

質問 11：尻栓部品の共通化のために径合せをしている場合は？

回答 11：尻栓取付けのため径を大きくしている場合は、拡径部も素材本体にあたるので拡径部の径を表示して下さい。

質問 12：ルアーロッドでセパレートグリップの場合、セパレート部分の素管の太さになるが良いのか？

回答 12：セパレート部分になります。

⑦ 錘負荷

釣竿の錘負荷は、当該釣竿に適した錘の重量の範囲を示すものとし、その単位を g 又は号で表示する。

ただし、「フライロッド」等錘を使用しない釣竿又は「へら竿」、「溪流竿」等錘負荷表示の必要のない釣竿については表示を省略することができる。

表示例 10～18号

質問 13：ルアーロッドも錘負荷とするのか？

回答 13：「ルアーウエイト」「エギサイズ」として表示して下さい。
(消費者に分りやすい表示を原則としています)

質問 14：オンス表示は可能ですか？

回答 14：オンス表示のみは不可となっていますので、グラム表示に括弧でオンス表示をして下さい。

表示例 ○○g (○○○Z)

質問 15：ライン表示・適合糸などの表示基準は？

回答 15：公正競争規約・施行規則では規定していません。

(5) 事業者の住所及び氏名又は名称

事業者の住所及び氏名又は名称（法人にあっては、その名称）を表示するものとする。

表示例 ○○会社
 東京都中央区八丁堀 2-22-8

(6) 原産国名

- (1) 原産国とは、素管の製造が行われた国をいう。
- (2) 外国で製造されたものにあつては、「原産国○○」又は「○○製」と表示する。
注) ○○は国名又は地名
- (3) 国産品については、「国産」又は「日本製」と表示する。ただし、「国産」、「日本製」に代えて、「○○株式会社製造」、「製造元○○株式会社」又は「製造者○○株式会社」と表示することができる。
注) ○○は会社名
- (4) 原産国を英文で表示する場合には、邦文による表示を、当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。
例 MADE IN CHINA
 原産国 中国
- (5) 原産国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。

(7) 組立て国名（原産国と異なる場合に限る。）

- (1) 組立てを行った国とは、ガイド及びリールシートの取付けが行われた国をいう。
- (2) 第8条に基づいて表示する原産国（素管を製造した国）と組立てを行った国が異なる場合には、組立てを行った国を「組立○○」と第8条に基づく原産国表示に併記する。この場合、原産国と組立てを行った国を区別するために、「原産国」を「原産国（素管）」と書き換えるものとする。

例 原産国（素管）○○

組立 △△

注) ○○、△△は国名又は地名

- (3) 組立てを行った国を英文で表記する場合には、邦文による表示を当該文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。

例 原産国(素管) 中国 MADE IN CHINA

組立 日本 ASSEMBLED IN JAPAN

- (4) 組立てを行った国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。

原産国名・組立て国名 表示方法

原産国と組立国	原産国	組立国	表示例①	表示例②	英文表示
同じ場合	外国	外国	原産国○○ ○○製		MADE IN ○○
	日本	日本	国産、日本製	□□株式会社製造 製造元□□株式会社 製造者□□株式会社	MADE IN JAPAN
違う場合	○○	▲▲	原産国(素管) ○○ 組立 ▲▲	原産国(素管) 中国 組立 日本	MADE IN CHINA ASSEMBLED IN JAPAN

注1：表中、○○、▲▲は国名又は地名

注2：表中、□□は会社名

- (1) 原産国とは、素管の行われた国をいう。
(2) 組立てを行った国とは、ガイド及びリールシートの取り付けが行われた国をいう。
(3) 原産国及び組立て国を英文で表示する場合には、邦文による表示を、当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。

例 MADE IN CHINA
原産国(素管) 中国
ASSEMBLED IN JAPAN

組立 日本

(4) 原産国及び組立てを行った国に関する表示は、容易に抹消又は訂正できない方法により、明瞭に表示しなければならない。

質問 16 : ガイド・リールシートを取り付けない鮎竿・ヘラ竿・溪流竿の組立て国は？

回答 16 : 素管に対して部品を取付けることを組立てとします。尻栓部品、握り、金具などの取付けも組立てとして表示して下さい。

質問 17 : 原産国（素管）と組立て国が異なった場合、竿本体に原産国（素管）表示のみで良いのか？

回答 17 : 竿本体への表示について規定はありません。

質問 18 : ガイドとリールシート（グリップ）の取付けがそれぞれ原産国と違う場合、それぞれの表記が必要か？

回答 18 : もっとも工数の多い作業を行った国を組立て国として下さい。
なお、工数については各社で判断して下さい。
ただし、複数国の表示は妨げません。

質問 19 : ガイドを取付ける場合、スレッドだけ海外で巻いて、コーティングは国内の場合、表示はどうか？

回答 19 : 回答 18 と同様に、工数の多い作業を行った国を組立て国として下さい。ただし、複数国の表示は妨げません。

質問 20 : 組立を行った国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならないとあるが、シールは容易に抹消又は訂正されない方法にあたるのか？

回答 20 : 容易に剥がれないシールを使用して下さい。
ただし、剥がすことを意図してシールを使う事は不可です。

(8) 安全使用に関する注意事項

釣竿の販売時に添付する取扱説明書等に、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項、キャスト（投げる）時の注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。

表示例 「釣用品の安全表示に関するガイドライン」（（一社）日本釣用品工業会）を参照して下さい。

12. 安全確保のための表示事項

釣竿（一部玉網を含む）

製品使用段階の分類		表示事項	表示媒体		
区分	図記号		本体	包装品又は取扱説明書	カタログ
(3) 使用方法に関する事項					
危険		<p>高压線への接近による放電や感電、さらに落雷による感電は、最悪の場合重大事故（感電死）を招く恐れがあります。尚、水に濡れたグラスロッドも同様の危険がありますのでご注意ください。</p>		○	
危険		<p>気象条件により、空气中に電気を帯びている場合がございます。ビリビリと電気を感じるのはその為です。天候の変化等により危険を伴いますので、そうした場所での釣りはお避けください。落雷・感電による感電死を招く恐れがあります。</p>		○	
危険		<p>①電線との接触による感電 高压線・線路・鉄橋等の電線による感電に注意してください。 釣竿は素材特性上、電気を良く伝えます。特に電線等に接触、又は、釣竿を近づけただけでも感電して死亡事故の原因となります。 釣り場を移動する時は竿をたたみ、高压線・線路・鉄橋等の電線の下、又は、近くでは絶対に使用しないでください。</p> <p>②落雷による感電 落雷による感電に注意してください。使用中、雷が発生した時は、ただちに釣竿から離れ、安全な場所に避難してください。落雷による感電死を招く恐れがあります。</p> <p>③釣り場以外の電線による感電 釣り場以外で釣竿を使用し、電線に触れる事故が発生しています。 釣竿を使用する時は、周囲の安全に十分注意してください。感電による感電死を招く恐れがあります。</p>	○	○	○
警告		<p>①キャスティング（投げる）時の注意 キャスティング（投げる）の時は、周囲に人がいないか、十分に安全を確認してください。釣針が人にささったり、ルアーフック、オモリ等が人に当たると非常に危険で、重大事故に繋がる恐れがあります。</p>		○	○

製品使用段階の分類		表示事項	表示媒体		
区分	図記号		本体	包装品又は取扱説明書	カタログ
注意		<p>①固着のゆるめ方 釣竿の固着（継部が食い込んで外れない時）は、継目の両側近くに、滑り止めを当てて握り、互いに逆方向へヒネリながら押して（振出竿の場合）、継目をゆるめてください。その際、一気に力を入れると釣竿の継目に手を挟み、怪我をする恐れがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竿の構造上、固着を完全に防止することはできません。固着をゆるめる時等、強く竿を握ると竿が潰れて破損し、手等に怪我をする場合がありますのでご注意ください。 ・固着をゆるめる時等、ガイド部を握って節の抜き差しはしないでください。ガイドの変形や糸止部の破損の原因になり、手等に怪我をする場合がありますのでおやめください。 <p>②根掛りの外し方 根掛り（水中、陸上での障害物に仕掛けが絡み外れない状態）した時は、無理に竿をあおらないでください。竿が折れたり、外れた仕掛けが飛んできて、怪我をする恐れがあります。根掛りは、できるだけ、糸を手にとって引っ張って糸を切ってください。その際、糸で手を切ることがありますので、手袋やタオルで手を保護してください。</p> <p>③破損時の取り扱い方 使用中、万一釣竿が破損（折れ、割れ、欠け、剥離）した場合、破損した箇所を手など怪我をする恐れがあります。</p> <p>④幼児の手の届く所には置かないでください。予期せぬ事故や怪我に繋がる恐れがあります。</p> <p>⑤竿を釣りの目的以外に使用しないでください。竿が折れ、怪我の原因になります。</p> <p>⑥竿の一部や穂先等を無理に曲げると折れることがあります。折れた竿の一部が反動で顔や体に当たり、怪我をする恐れがあります。</p> <p>⑦安全に釣りをして頂くために 万一、竿が破損してしまった場合、破損した竿の一部が反動で顔や体に当たり、怪我をする恐れがあります。釣りをする際には、安全のためサングラス（偏光グラス）、帽子の着用をお勧めします。</p>	○	○	○

4. 平成27年12月9日施行日について

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（平成25年12月9日）から2年を経過した日から施行する。

この規約の施行前に事業者が行った行為については、なお従前の例による。

質問 21：その時点での在庫の扱いはどうなるのか？

回答 21：消費者の混乱を避ける為、施行までの2年間に新たな生産分から新規約に沿った表示の準備を進めて下さい。

質問 22：「公正マーク使用に関する認定申請」はどうなるのか？

回答 22：準備のため変更改定後の規約・規則に従った表示で申請して下さい